

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2011年8月10日

【四半期会計期間】 第34期第1四半期(自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)

【会社名】 青木マリーン株式会社

【英訳名】 AOKI MARINE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山崎正一

【本店の所在の場所】 大阪市北区大淀南一丁目4番15号

【電話番号】 06(6455)7158(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 新井道弥

(本店業務の一部は下記の場所で行っております。)

【最寄りの連絡場所】 青木マリーン株式会社 本社
(神戸市東灘区魚崎西町三丁目4番3号)

【電話番号】 078(856)9131(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 関本利弘

【縦覧に供する場所】 青木マリーン株式会社 東京本店
(東京都江東区亀戸一丁目8番7号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期 第1四半期累計期間	第34期 第1四半期累計期間	第33期
会計期間	自 2010年4月1日 至 2010年6月30日	自 2011年4月1日 至 2011年6月30日	自 2010年4月1日 至 2011年3月31日
売上高 (千円)	1,429,365	1,360,434	5,530,832
経常利益又は経常損失 () (千円)	117,375	36,446	169,573
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失 () (千円)	227,198	36,992	200,918
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	2,949,500	2,949,500	2,949,500
発行済株式総数 (千株)	8,450	8,450	8,450
純資産額 (千円)	7,033,472	6,921,993	7,011,208
総資産額 (千円)	8,280,654	8,176,912	8,214,642
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失 () (円)	27.07	4.44	23.99
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			6
自己資本比率 (%)	84.9	84.7	85.4

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関係会社がないため、記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。第34期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「3. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

以下「第2 事業の状況」に記載している金額には、消費税等は含まれておりません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、財政状態及び経営成績の状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

特に記載すべき事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

当第1四半期会計期間末の資産合計は、前事業年度末に比べ3千7百万円余減少し、81億7千6百万円余となりました。

主な要因は、船舶の改造等により有形固定資産が1億3千6百万円余、現金及び預金が6千7百万円余、受取手形が3千8百万円余増加しましたが、完成工事未収入金が2億8千3百万円余減少したことによるものであります。

負債合計は、前事業年度末に比べ5千1百万円余増加し、12億5千4百万円余となりました。

主な要因は、未払費用が3千6百万円余、未払金が2千3百万円余減少しましたが、未成工事受入金が8千2百万円余、賞与引当金が2千万円余増加したことによるものであります。

純資産合計は、前事業年度末に比べ8千9百万円余減少し、69億2千1百万円余となりました。

主な要因は、剰余金の配当金として4千9百万円余減少し、四半期純損失を3千6百万円余計上したことによるものであります。

(2) 経営成績

当第1四半期におけるわが国経済は、3月11日に発生した東日本大震災による甚大な被害と、その後の電力不足や放射能漏れ、円高や原油価格の上昇等多くの懸念材料を抱え、先行き不透明な状況で推移しました。

建設業界におきましては、災害対策や国土保全の必要性が再認識されながらも、公共事業は依然として低調のままであり、経営環境は厳しい状況が続いています。

このような状況のなか、当社は内航コンテナフィーダー輸送等物流事業を積極展開し自社船稼働率を確保するとともに、収益基盤の強化に取り組んで参りました。

当第1四半期の業績につきましては、工事の小型化に伴い、受注高及び売上高が減少いたしました。

受注高は11億8千6百万円余（前年同四半期比29.0%減）、売上高は13億6千万円余（前年同四半期比4.8%減）となりました。

利益面につきましては、原価低減に努めたものの、営業損失となりました。

営業損失は5千万円余（前年同四半期累計期間は9千8百万円余の利益）、経常損失は3千6百万円余（前年同四半期累計期間は1億1千7百万円余の利益）、四半期純損失は3千6百万円余（前年同四半期累計期間は2億2千7百万円余の利益）となりました。

当第1四半期累計期間におけるセグメントの業績は、次のとおりであります。

（建設事業）

建設事業の受注高は4億3千万円余（前年同四半期比64.1%減）、売上高は12億2千万円余（前年同四半期比6.8%減）となり、セグメント利益は2千2百万円余（前年同四半期比87.5%減）となりました。

（海運事業）

海運事業の受注高は7億5千5百万円余（前年同四半期比61.0%増）、売上高は1億3千9百万円余（前年同四半期比16.7%増）となり、セグメント利益は4百万円余（前年同四半期比69.0%減）となりました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000,000
計	33,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2011年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2011年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,450,000	8,450,000	大阪証券取引所 市場第二部	単元株式数は1,000株であります。
計	8,450,000	8,450,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2011年6月30日		8,450,000		2,949,500		2,724,500

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2011年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

2011年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 126,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,251,000	8,251	
単元未満株式	普通株式 73,000		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	8,450,000		
総株主の議決権		8,251	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式131株が含まれております。

【自己株式等】

2011年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己株式) 青木マリーン株式会社	大阪市北区大淀南一丁目 4 - 15	126,000		126,000	1.49
計		126,000		126,000	1.49

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令14号)に準じて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2011年4月1日から2011年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2011年4月1日から2011年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2011年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2011年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,898,165	4,965,464
受取手形	210,955	249,726
完成工事未収入金	1,380,119	1,097,043
未成工事支出金	-	312
材料貯蔵品	92,314	108,416
その他	142,365	146,570
貸倒引当金	40,525	37,715
流動資産合計	6,683,395	6,529,817
固定資産		
有形固定資産		
船舶(純額)	711,349	1,208,568
その他(純額)	640,267	279,761
有形固定資産合計	1,351,617	1,488,330
無形固定資産		
投資その他の資産	10,975	11,327
投資有価証券	51,120	48,870
投資不動産	94,296	75,426
その他	23,237	23,141
投資その他の資産合計	168,653	147,438
固定資産合計	1,531,246	1,647,095
資産合計	8,214,642	8,176,912
負債の部		
流動負債		
工事未払金	654,009	669,318
未払法人税等	13,584	4,777
未成工事受入金	-	82,861
賞与引当金	44,030	64,517
その他	127,853	70,822
流動負債合計	839,477	892,297
固定負債		
退職給付引当金	254,220	258,960
船舶特別修繕引当金	59,092	65,230
負ののれん	23,526	11,763
その他	27,116	26,666
固定負債合計	363,956	362,621
負債合計	1,203,433	1,254,918

(単位：千円)

	前事業年度 (2011年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2011年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,949,500	2,949,500
資本剰余金	2,724,500	2,724,500
利益剰余金	1,382,453	1,295,517
自己株式	31,744	31,773
株主資本合計	7,024,708	6,937,743
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13,500	15,750
評価・換算差額等合計	13,500	15,750
純資産合計	7,011,208	6,921,993
負債純資産合計	8,214,642	8,176,912

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2010年4月1日 至2010年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2011年4月1日 至2011年6月30日)
売上高	1,429,365	1,360,434
売上原価	1,238,835	1,333,972
売上総利益	190,529	26,461
販売費及び一般管理費	91,592	77,232
営業利益又は営業損失()	98,937	50,771
営業外収益		
受取利息	3,547	411
受取配当金	2,510	2,040
負ののれん償却額	11,763	11,763
その他	617	109
営業外収益合計	18,438	14,324
経常利益又は経常損失()	117,375	36,446
特別利益		
貸倒引当金戻入額	33,184	-
固定資産売却益	1,484	-
抱合せ株式消滅差益	177,488	-
その他	363	581
特別利益合計	212,520	581
特別損失		
固定資産除却損	84	-
厚生年金基金脱退損失	101,081	-
特別損失合計	101,165	-
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	228,730	35,865
法人税、住民税及び事業税	1,532	1,127
法人税等合計	1,532	1,127
四半期純利益又は四半期純損失()	227,198	36,992

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期累計期間
(自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)

当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

項目	前事業年度末 (2011年3月31日)	当第1四半期会計期間末 (2011年6月30日)
裏書譲渡手形		104,907千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)
減価償却費	26,964千円	40,902千円
負ののれん償却額	11,763千円	11,763千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2010年5月12日 取締役会	普通株式	50,367	6	2010年3月31日	2010年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動はありません。

当第1四半期累計期間(自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2011年5月11日 取締役会	普通株式	49,943	6	2011年3月31日	2011年6月23日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	建設事業	海運事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	1,309,547	119,817	1,429,365
セグメント間の内部売上高 又は振替高			
計	1,309,547	119,817	1,429,365
セグメント利益	176,394	14,135	190,529

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	190,529
セグメント間取引消去	
全社費用(注)	91,592
四半期損益計算書の営業利益	98,937

(注) 全社費用は、報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	建設事業	海運事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	1,220,569	139,865	1,360,434
セグメント間の内部売上高 又は振替高			
計	1,220,569	139,865	1,360,434
セグメント利益	22,080	4,381	26,461

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	26,461
セグメント間取引消去	
全社費用(注)	77,232
四半期損益計算書の営業損失()	50,771

(注) 全社費用は、報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

従来、全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める海運事業の割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の額に関する情報の記載を省略しておりましたが、当第1四半期累計期間より売上高に占める海運事業の重要性が増したため、「報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」を記載しております。

なお、前第1四半期累計期間のセグメント情報は、当第1四半期累計期間において用いた報告セグメントに基づき作成しております。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前第1四半期会計期間(自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)

- 1 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形成、結合後の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業

名称 青木マリーン株式会社

事業の内容 建設事業

被結合企業

名称 テクノマリックス株式会社

事業の内容 建設事業

(2) 企業結合の法的形式及び結合後の企業名称

当社を存続会社、テクノマリックス株式会社を消滅会社とする吸収合併(共通支配下の取引)であり、結合後の企業名称は青木マリーン株式会社であります。

なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。

(3) 合併の目的を含む概要

当社は、経営環境の変化に対応し、競争力の強化、更なる経営の効率化を目的として、2010年4月1日付で、100%子会社であったテクノマリックス株式会社を吸収合併いたしました。

- 2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当第1四半期会計期間(自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は次のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2010年4月1日 至 2011年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失()	27.07円	4.44円
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	227,198	36,992
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失 ()(千円)	227,198	36,992
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,394	8,323

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。また、当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2011年5月11日開催の取締役会において、2011年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	49,943千円
1株当たりの金額	6円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2011年6月23日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2011年 8月 3日

青木マリーン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 井 隆 雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 島 英 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている青木マリーン株式会社の2011年4月1日から2012年3月31日までの第34期事業年度の第1四半期会計期間(2011年4月1日から2011年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2011年4月1日から2011年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、青木マリーン株式会社の2011年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。